

東浦町工事等入札者心得書

(趣旨)

第1条 この心得書は、工事又は製造の請負、設計、測量等の委託、物件の買入れその他の契約の締結について、東浦町（以下「町」という。）が行う競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(指名の取消し等)

第2条 入札参加者は、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者となったときは、直ちに届け出なければならない。

2 入札参加者が前項に該当する者となった場合は、特別の理由がある場合のほか、その者に対して行った指名若しくは入札参加資格確認を取り消し、又は入札に参加させないものとする。

第3条 入札参加者が次の各号のいずれかに該当する者となったとき、又はこれに該当する者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人としたときは、当該指名又は入札参加資格確認を取り消し、又は入札に参加させないものとする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者
- (2) 入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために談合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

第4条 入札参加者の経営、資産又は信用の状況の変動により、契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したとき、又は契約の相手方として不適当と認められる事態が発生したときは、当該指名又は入札参加資格確認を取り消し、又は入札に参加させないものとする。

(入札保証金)

第5条 入札参加者は、その見積金額（単価による入札にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の100分の5以上の入札保証金を、東浦町財務規則で定めるところにより納入しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に町を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 入札参加者が財務規則（昭和 54 年東浦町規則第 3 号）第 100 条第 2 項に規定する名簿に登載された者で、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 指名競争入札通知書（以下「指名通知書」という。）において、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

（入札の基本的事項）

第 6 条 入札参加者は、町から指示された設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）その他契約締結に必要な条件を検討の上、入札しなければならない。この場合、設計図書の内容について疑義があるときは、町に質問することができる

2 設計図書に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が設計図書の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。

3 第 1 項の規定による入札は、総価により行わなければならない。ただし、指名通知書において単価によるべきことを指示した場合においては、その指示するところによる。

4 入札参加者は、工事入札においては、入札金額の適正さを示すため入札金額積算内訳書を作成し、入札時に提出しなければならない。

（公正な入札の確保）

第 7 条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）その他の法令に抵触する行為を行ってはならない。

（入札）

第 8 条 入札参加者は、入札書（別記様式 1）に必要な事項を記載の上、記名押印（あらかじめ届け出た印に限る。）し、その入札書 1 通と入札金額積算内訳書（入札の要件に当該内訳書が必要となっている場合に限る。）を入札用封筒（別記様式 2）に入れ、封緘し、その封筒に氏名を記入し、あらかじめ指名通知書に示した日時及び場所において、町の入札執行者の指示により提出しなければならない。

2 前項の規定による入札は、代理人をして行わせることができる。この場合において、当該代理人をして入札前に委任状を提出させなければならない。ただし、あらかじめ期間を定めて委任状を提出してある場合は、この限りでない。

3 郵便による入札は認めない。

（入札書の書換え等の禁止）

第 9 条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札の辞退）

第 10 条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまで、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前には、入札辞退届（別記様式 3）を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）するものとする。

(2) 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出するものとする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名について不利益な取扱いを受けるものではない。

（入札の中止等）

第 11 条 開札前において、天災地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札の執行を中止し、又は延期することがある。

2 他の入札参加者の辞退、不参集等により入札参加者が 1 人となった場合で、あらかじめ入札通知書に入札参加者が 1 人のときは入札を中止する旨が記載されているときは、入札を中止する。ただし、再度入札の場合は、この限りでない。

3 前項本文の場合において、町は、事業内容、緊急性等により必要と認めるときは、当該 1 人となった者と随意契約を締結することができる。

（開札）

第 12 条 開札は、入札の場所において、入札の終了後直ちに入札者を立ち会わせて行うものとする。

2 前項の場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない町職員を立ち会わせて行うものとする。

（入札の無効）

第 13 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札

(2) 入札参加者及び入札代理人又は使用人以外の者がした入札

(3) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者のした入札

(4) 所定の日時まで所定の場所に持参しない入札

(5) 入札に際して談合等による不正行為があった者の入札

(6) 同一封筒又は同一入札書に 2 以上の意思表示をした入札

(7) 他人の代理を兼ね、又は 2 以上の代理をした者の入札

(8) 記名及び押印のない入札

(9) 入札書の記載事項が確認できない入札

(10) 入札書の金額の表示を改ざん又は訂正した入札

(11) 予定価格を事前公表した場合には、入札書の記載価格が予定価格

を超える入札

(12) 入札金額積算内訳書の提出のない入札又は入札金額積算内訳書の金額と異なる価格の入札（入札金額積算内訳書の提出を要するものに限る。）

(13) その他町の契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札
（落札者）

第 14 条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

（再度入札）

第 15 条 開札をした場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことができる。ただし、予定価格を事前公表しているものについては、再度入札を行わない。

2 次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、再度入札に参加することができない

(1) 第 13 条第 1 号から第 7 号までの規定に該当する入札

(2) 前条ただし書の規定による最低制限価格を下回った入札

(3) 前回の入札における最低価格以上の価格を再度入札で記載した入札

3 再度入札は、原則として 2 回までとする。なお、再度の入札を行っても決定されない場合は不調とし、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 8 号により、最低価格の入札者と随意契約を締結するものとする。

（くじによる落札者の決定）

第 16 条 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務に関係のない町職員がくじを引くものとする。

（入札結果の通知）

第 17 条 開札をした場合において、落札者があるときはその者の氏名（法人の場合は、その名称）及び金額を、落札者がないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせるものとする。この場合において、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときには、その者に落札者となった旨を通知するものとする。

（契約書の作成）

第 18 条 落札者は、落札者となった旨の通知を受けた日から起算して 7 日以内に契約書（契約書の作成を省略する場合にあっては、請書。この条におい

て同じ。)を作成し、記名押印の上、押印した設計図書を添えて提出しなければならない。ただし、町において必要があるときは、提出期限を変更することがある。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことがある。

(契約書の作成の省略)

第 19 条 契約書の作成を省略する場合は、あらかじめ指名通知書において指示するものとする。

(契約の確定)

第 20 条 契約は、契約書による場合にあっては、契約担当者が落札者とともに契約書に記名押印した時、請書による場合にあっては、落札者が請書に記名押印した時に確定するものとする。

(入札保証金等の還付)

第 21 条 入札保証金(入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。この条及び第 23 条において同じ。)は、入札終了後直ちにこれを還付するものとする。ただし、落札者に対しては、契約保証金を納付したとき(契約保証金の納付に代えて担保が提供された場合においては、当該担保の提供後)に還付するものとする。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、契約保証金の納付の免除を受けた者にあっては契約を締結したとき、又は請書を提出したときに入札保証金を還付するものとする。

3 落札者以外の者が入札保証金の還付を受ける場合においては、領収証書等を出納員に提出するものとする。

(入札保証に対する利息)

第 22 条 入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその還付を受ける日までの期間に対する利息の支払を請求することができない。

(入札保証金の没収)

第 23 条 入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金は、町に帰属するものとする。

(契約保証金の納付)

第24条 契約金額500万円以上の工事については、契約金額の100分の10以上(千円未満切上げ)の契約保証金(入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。)を、入札の翌日から起算して14日以内に納付しなければならない。

(違約金の納付)

第 25 条 落札者の責に帰す理由により契約を締結しないときは、当該落札者は、違約金として当該入札価格の 100 分の 10 の額を町の発行する納付書により納付しなければならない。ただし、第 23 条の規定により入札保証金を

没収したときは、この限りでない。

(議会の議決を経なければならない契約)

第 26 条 工事又は製造の請負で、東浦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 46 年東浦町条例第 22 号）の規定により議会の議決に付すべきものについては、議会の議決を経た上で契約を確定するものとする。この場合においては、落札後速やかに仮契約を締結するものとする。

附 則

この心得書は、平成 18 年 6 月 1 日から施行し、平成 18 年 6 月 26 日の入札から適用する。

附 則

この心得書は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この心得書は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この心得書は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 この心得書の施行の日前に公告され、かつ、開札の日が施行の日以後の案件については、改正後の心得書を適用する。

附 則

この心得書は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この心得書は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

別記様式1（第8条関係）工事・工事に係る委託業務

入 札 書

年 月 日

東 浦 町 長

入札者 住所

氏名 ⑩

東浦町工事等入札者心得書を承諾の上、下記のとおり入札します。

記

拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

ただし、下記の工事の請負代金（又は下記委託業務の業務委託料）

1. 工事名（委託業務名）

2. 路線等の名称

3. 工事場所（委託業務場所） 知多郡東浦町大字 字

(注) 入札金額は、税抜き金額とし、算用数字を用い、金額の前に「金」又は「¥」を記入すること（金額の訂正は無効）。

別記様式1（第8条関係）物品等用 その1

入 札 書

年 月 日

東 浦 町 長

入札者 住 所
氏 名

㊞

東浦町工事等入札者心得書を承諾の上、下記のとおり入札します。

記

拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

ただし、下記物品の代金（又はその他委託業務の業務委託料）

- 1 件 _____ 名
- 2 納入（委託）場所 _____
- 3 納入期限（期間） _____

（注） 入札金額は、税抜き金額とし、算用数字を用い、金額の前に「金」又は「¥」を記入すること（金額の訂正は無効）。

別記様式1（第8条関係）物品等用 その2

<p style="font-size: 24px; margin: 0;">入 札 書</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">東 浦 町 長</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">入札者 住 所 氏 名 ㊟ (名称及び代表者氏名)</p> <p style="margin: 10px 0;">下記のとおり入札します。</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">記</p> <table border="1" style="margin: 0 auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">億</th> <th style="width: 10%;">千万</th> <th style="width: 10%;">百万</th> <th style="width: 10%;">拾万</th> <th style="width: 10%;">万</th> <th style="width: 10%;">千</th> <th style="width: 10%;">百</th> <th style="width: 10%;">拾</th> <th style="width: 10%;">円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin: 10px 0;">ただし、下記物品等の代金</p> <p>1 名 称 _____</p> <p>2 数 量 等 _____</p> <p>3 納入(委託)場所 _____</p> <p>4 納入期限(期間) _____</p> <p>_____</p>									億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円									
億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円																		

(注) 金額の数字はアラビア数字を用い頭に金を記入のこと。また、訂正・抹消した箇所には押印すること。(金額の訂正は無効)
 注：この様式は、物品等用その1が適用できないときのものとする。

別記様式 2 (第 8 条関係)

入札用封筒 (工事・工事に係る委託業務用)

(表)

東浦町長 殿	
工事名 (委託業務名)	入札通知書より転記
路線等の名称	〃
工事場所 (委託業務場所)	〃

(裏)

(印)	(印)
入札者 住 所	
氏 名	
(名称及び代表者氏名)	

別記様式 2 (第 8 条関係) その 1

入札用封筒 (物品等用)

(表)

東浦町長 殿	
件 名	入札通知書より転記
納入 (委託) 場所	〃
納入期限 (期間)	〃

(裏)

印		印
入札者 住 所		
氏 名		
(名称及び代表者氏名)		

別記様式 2 (第 8 条関係) その 2

入札用封筒 (物品等用)

(表)

東浦町長 殿	
名 称	入札通知書より転記
数 量 等	〃
納入 (委託) 場所	〃
納入期限 (期間)	〃

(裏)

	入札者 住 所	
印	氏 名	印
(名称及び代表者氏名)		

注：この様式は、物品等用その 1 が適用できないときのものとする。

別記様式3（第10条関係）工事・工事に係る委託業務

入 札 辞 退 届

年 月 日

東浦町長

入札者 住所

氏名

印

下記工事（委託）の入札参加の通知を受けましたが、入札を辞退します。

記

- 1 工事名（委託業務名）

- 2 路線等の名称

- 3 工事場所（委託業務場所）

- 4 辞退事由

別記様式3（第10条関係）物品等用 その1

入 札 辞 退 届

年 月 日

東浦町長

入札者 住所

氏名

印

下記物品（委託）の入札参加の通知を受けましたが、入札を辞退します。

記

- 1 件 名
- 2 納入（委託）場所
- 3 辞 退 事 由

別記様式3（第10条関係）物品等用 その2

入 札 辞 退 届

年 月 日

東浦町長

入札者 住所

氏名

印

下記物品（委託）の入札参加の通知を受けましたが、入札を辞退します。

記

- 1 名 称
- 2 数 量 等
- 3 納入（委託）場所
- 4 辞 退 理 由

注：この様式は、物品等用その1が適用できないときのものとする。